

■地域福祉の推進に向けて

阿倍野区地域福祉計画がめざす基本理念である「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を実現するには、行政や地域、関係する機関、団体等、多様な主体が連携して取り組むことが不可欠です。

第2期地域福祉計画では基本理念の実現に向けて、地域住民が主体となって、地域ごとの特色を活かした地域福祉活動が進んでいると感じる状態の向上をめざして取り組みを進めてきました。

第2期地域福祉計画の成果目標として取り組んできた「地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると感じる区民の割合」については、令和4年度以降目標値の40%以上を達成しました。第3期地域福祉計画では、この目標値を引き上げて引き続き取り組みを進めます。これからもより多くの区民の方に地域福祉活動に参加いただけるよう区政会議や、地域福祉推進会議をはじめ、関係機関・団体等の意見をお聞きし、いただいた意見を今後の取り組みに活かしていきます。

【参考】阿倍野区地域福祉をめぐる動向

●人口・世帯

阿倍野区の推計人口は、令和6年10月1日現在112,118人、56,192世帯で、令和2年の110,995人から1,123人増加し、伸び率は1.0%となっています。

●高齢者

令和2年の国勢調査によると、阿倍野区における65歳以上高齢者世帯は19,097世帯、37.3%となっています。そのうち、独居高齢者世帯は、7,970世帯、41.7%（大阪市45.0%）と大阪市平均よりは低いものの高い割合となっており、独居高齢者世帯の見守りを充実するなど、誰もが安心して暮らし続けるまちづくりを進めることが必要です。

●障がい者

阿倍野区の令和6年9月30日現在の身体障がい者手帳所持者数は5,653人、療育手帳所持者数は1,226人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は1,784人で、その数は年々増加してきています。

●子ども

令和5年度の相談種別では、性格や不登校、しつけ、適性などの育成相談は40件、養護、児童虐待に関する相談は170件となっており、この2つの相談で210件と全体の約60%を占めています。

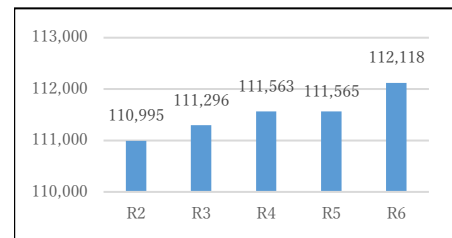
※令和4年度から件数のカウント方法が変更されています

●生活困窮者

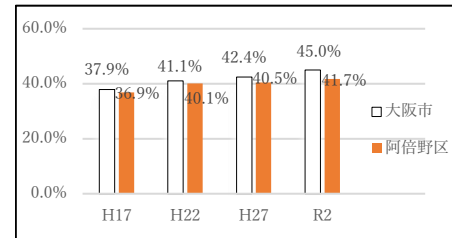
阿倍野区における令和4年度月平均の保護率は2.32%で、大阪市全体の4.76%と比べてかなり低い水準となっています。

令和5年度の阿倍野区の相談件数は291件で、相談窓口を設置した平成31年度からの5年間の累計相談件数1,713件となっています。

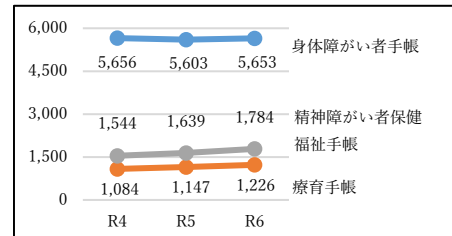
阿倍野区の人口



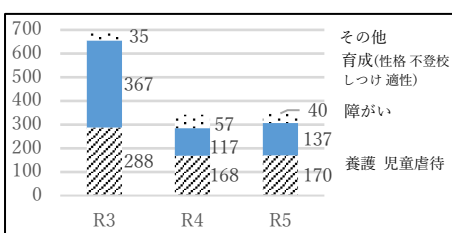
65歳以上世帯のうち独居高齢者世帯の割合（国勢調査）



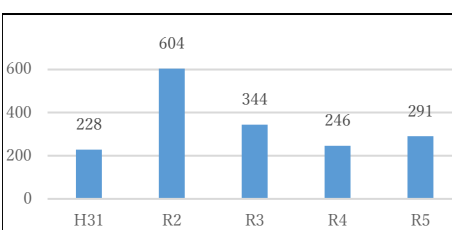
阿倍野区の障がい者手帳所持者数



阿倍野区の種類別子育て相談件数



阿倍野区の生活困窮者自立支援相談件数



大阪市阿倍野区地域福祉計画 概要版

（令和7年度～令和9年度）

■計画の改定にあたって

- 大阪市では、地域福祉の推進を図るため、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し取り組みを進めており、令和6年3月には「第3期大阪市地域福祉基本計画」が策定されました。
 - 阿倍野区においてもこの基本計画に沿って、地域福祉を推進するための基盤やしくみづくりを進めるため、平成28年9月に「大阪市阿倍野区地域福祉計画」（平成28年度～令和2年度）を、令和3年3月に第2期計画（計画期間：令和3年度～令和6年度）を策定して取り組みを進めてきました。
 - この第2期計画の期間が令和7年3月に終了することから、このたび第3期「大阪市阿倍野区地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。
- 本計画は、「大阪市地域福祉基本計画」をはじめとする市の各種計画（「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」、「（仮）大阪市こども計画（旧大阪市こども・子育て支援計画等）」を踏まえ、阿倍野区の特性に応じた計画となっています。
- 本計画に基づき、区民一人ひとりが自分らしく生きることのできる、地域福祉が充実した暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

■計画の期間 令和7年度～令和9年度

■基本理念

「阿倍野区将来ビジョン」では、阿倍野区に暮らす、すべての人々が住みなれた地域で、人として尊重され、お互いに支えあい、自分らしくいつまでも幸せに暮らせるまちをめざして「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を目標に掲げています。

また、「大阪市地域福祉基本計画」では、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を設定しています。市地域福祉基本計画の基本理念の考え方には、**5つの視点（※下記参照）**が含まれるとしており、本計画においてもこれら5つの視点を共有します。

区将来ビジョンの目標と市地域福祉基本計画の基本理念は相通する理念であり、第2期計画から区将来ビジョンの目標「**誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち**」を基本理念としており、**本計画においても引き続きめざすこととします。**

※5つの視点

●「人権尊重の視点」

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

●「住民主体の地域づくりの視点」

地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場づくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくり、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

●「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点」

社会的支援を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かってともに支え合うことができる地域をめざします。

●「福祉コミュニティ形成の視点」

生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

●「多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点」

住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組を広げていきます。

基本理念 だれもが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち

■計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の2つの基本目標を掲げます。これらの基本目標に沿って、地域に関わる全ての人や団体等が、誰もが幸せに暮らせるまちをめざして連携・協働して環境の変化に応じた地域福祉活動に取り組むとともに、地域の包括的な支援体制の充実に向けてさまざまな取り組みを推進します。

基本目標1 気にかける・つながる・支えあう地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国につながる市民といった世代や背景が異なる人びとが暮らしていますが、身近な地域に暮らすもの同士がお互いを気にかけてつながりを持ち、ふれあうことにより互いの存在を認めあうことができれば日々の変化などの気づきに繋げていくことができます。

さらに、災害などいざという時には、「どこにどんな人が住んでいて、どんな助けを待っているか」などの重要な情報をあらかじめ把握しておくことにより、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認めあい支えあうことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるよう「気にかける・つながる・支えあう地域づくり」を進めます。

1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

(1) 地域での支えあい、助けあいの意識づくりと活動への参加促進

- ・地域福祉にとって必要不可欠である地域での人のつながり、絆づくりを推進するため、あらゆる世代の住民に対し、地域での支えあいの意識づくりを進めます。

(2) 地域ぐるみの子育て支援

- ・地域の子育て支援団体・グループと協働して、区内の子育て支援情報を積極的に発信・提供していくとともに、地域との関係が薄い保護者に対して、気軽に参加できる子育て世帯の交流の機会を提供します。
- ・児童虐待が疑われる場合に、速やかに児童虐待ホットラインや相談窓口等に通報するよう地域住民に啓発活動を行うとともに、区役所子育て支援室に専門知識や技術を有する職員を配置し、児童虐待対応にあたります。

(3) 地域ぐるみの健康づくりの推進

- ・関係団体等と連携し、健康づくり・介護予防、認知症予防の広報・啓発を積極的に進めていきます。
- ・住民主体の健康づくりや通いの場を支援し、区民の参加を促します。

(4) 地域における見守り活動の充実

- ・地域における見守りや助けあい活動を支援するとともに、見守りのツールとしてICTの積極的な活用を検討するなど、見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支えあう関係づくりに取り組みます。

2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

(1) 多様な主体の参画と協働の支援

- ・地域の福祉活動に関心を持っている企業、商店会、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体を福祉ニーズにつなげる取り組みを推進します。

(2) 教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

- ・「阿倍野区福祉教育プログラム集」の活用やイベント、施設での体験機会を設け、福祉学習を広めていきます。



3 災害時等における要援護者への支援

- ・地域において、平時から高齢者や障がい者などの災害時等要援護者を把握しておけるよう支援します。
- ・災害時の自助について啓発を行うとともに、地域の防災訓練等でも、災害時等要援護者の安否確認、避難誘導支援などの対応を想定し、災害時に迅速かつ的確に行えるよう共助の取り組みを進めます。
- ・要援護者名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別避難計画の作成を行い、地域での避難支援の仕組みづくりを進めます。

基本目標2 誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり

誰もが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、不便さや生きづらさを感じたときに、誰かの手助けが必要となります。また、解決が難しい様々な課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、どこに相談すればよいかわからないと感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。加えて、安心して自分らしい生活を送るために、本人に寄り添い、本人の思いを大切にしながら、いっしょに考えるような支援（意思決定支援）を必要としている人もいます。これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

1 相談支援体制の充実

(1) 高齢者の相談支援体制の充実

- ・地域包括支援センターとランチについて繰り返しの周知活動を行います。
- ・関係機関の連携強化について区役所も後方支援し、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 障がい者の相談支援体制の充実

- ・障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会をはじめ、関係相談支援機関、団体、事業所の連携により情報や課題の共有を促進し、相談支援体制を充実していきます。

(3) 子育てに関する相談支援体制の強化

- ・区役所子育て支援室での様々な子育て相談対応や、保健師による妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援、さらに児童福祉と母子保健を連携させた「こども家庭センター」の取り組みを進めます。
- ・学校園と連携して、ヤングケアラー等の課題を抱えるこどもや子育て世帯の支援につなげる「こどもサポートネット」事業を推進。また重大な児童虐待「ゼロ」に向け、高度な専門知識や豊かな経験を有する職員を配置し、虐待リスクの高い家庭に個別支援を行う等、相談支援体制を充実・強化します。

(4) 認知症の人を支える取り組みの推進

- ・「潜在的認知症の方の早期発見」「認知症対応力」につながる幅広いネットワークの強化を図ります。
- ・「阿倍野区オレンジチーム」など、実施されている施策の充実・利用拡大を図り、認知症に関する正しい理解を幅広い世代に向けて研修会や講習会を実施し取組の周知を強化します。

(5) 医療と介護等の連携による在宅療養の推進

- ・区在宅医療介護連携推進会議の構成団体と連携しながら、区民の在宅生活を支える必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。

(6) 複合的な課題等を抱える人への支援

- ・抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこかの窓口に行けばよいか、総合的な案内、提供を行います。
- ・複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、関係する事業所や支援者同志の連携を強化するとともに、総合的な支援調整の場（つながる場）や支援会議のしくみ等を活用し適切な支援につなげていきます。



2 権利擁護支援体制の強化

(1) 虐待防止の取り組みの推進

- ・虐待の早期発見や未然防止のために、介護や医療的ケアに関する相談や認知症、精神疾患等への理解を深める研修等を実施し、広報紙の活用やポスター等の作成により、虐待に関する相談窓口等を広く周知します。

(2) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用促進に向け、制度をていねいに説明した広報を行います。
- ・制度を活用して、判断能力が十分でない人に福祉サービスの利用や財産、日常的な金銭の管理を支援します。